

なまこ漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総ト ン数	漁業を営む 者の資格
なまこ漁業	【点の位置】 基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界 基点乙 高知・徳島界二子島 基点丙 安芸郡東洋町松ケ鼻共同漁業権境界基点 【区域】 甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位 129 度 20 分の線以南並びに丙から磁針方位 110 度 0 分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合 400 メートルの線に至る区域並びに葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	12 月 1 日 から翌年 3 月 31 日 まで	定めなし	定めなし	定めなし
	【点の位置】 基点甲 安芸郡東洋町松ケ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位 110 度 0 分の線及び乙から磁針方位 115 度 0 分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 400 メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし
	【点の位置】 基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点	4 月 1 日 から 8 月	定めなし	定めなし	定めなし

	基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	31日まで			
	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし
	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,007号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,008号の漁場区域	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし

	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,009号の漁場区域				
	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし
	【点の位置】 基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴磐県漁場基点第42号 基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点C 安芸市下山県漁場基点第35号 【区域】 Aから磁針方位185度0分の線以東及びBから磁針方位222度0分の線に至る海域中距岸1,700メートル以内の区域並びにBから磁針方位				

	222度0分の線以東及びCから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。				
	高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,027号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台 基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸簗県漁場基点 ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点 イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点 ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点 エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点 オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点 カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点 キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点	11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	定めなし

	ク 乙から丁を見通した線から左に 51 度 38 分の線上乙から 487 メートルの点 ケ 丙から真方位 352 度 29 分の線上丙から 551 メートルの点 【区域】 甲から磁針方位 180 度 0 分の線及び乙から磁針方位 202 度 30 分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 1,000 メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線（ケを中心とする半径 275 メートルの円弧）、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ 5 直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域				
	高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,030号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点 【区域】 甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし
	高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,033号の漁場区域	周年	定めなし	定めなし	定めなし

	【点の位置】 基点甲 土佐市荻崎突端 基点乙 土佐市荻崎すずき渚県漁場基点 基点丙 須崎市・土佐市界赤渚共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点 基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点 【区域】 甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア) 区画漁業権の漁場区域 (イ) 丁から戊を見通した線以西の浦ノ内湾内				
	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,042号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 須崎市・土佐市界赤渚共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	定めなし
	(ア) 高知県漁業協同組合、野見漁業協同組合及び大谷漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,045号の漁場区域	周年	定めなし	定めなし	定めなし

	【点の位置】 基点甲 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市戸島高濬 基点丁 須崎市久通沖の濬漁場基点 【区域】 甲から丁を見通した線から右に72度2分の線及び乙丙を結ぶ直線の延長線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中の島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 (イ) 須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,046号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点丙 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点 基点丁 須崎市角谷岬突端 基点戊 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点 基点己 須崎市戸島高濬 ア 乙から丙を見通した線から左に104度23分の線と丙から乙を見通した線から右に44度19分の線との交点 イ 乙から丙を見通した線から左に85度56分の線と丙から乙を見通				
--	--	--	--	--	--

	した線から右に49度2分の線との交点 ウ 乙から丙を見通した線から左に27度15分の線と丙から乙を見通した線から右に87度37分の線との交点 エ 乙から丙を見通した線から左に4度40分の線と丙から乙を見通した線から右に132度36分の線との交点 【区域】 甲己を結ぶ直線の延長線及び戊から磁針方位125度0分の線により区切られた海域から、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中甲ア及び丁戊間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。				
	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,053号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	10月1日から翌年3月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし
	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,057号の漁場区域 【点の位置】	11月1日から翌年5月31日	定めなし	定めなし	定めなし

基点甲 幡多郡黒潮町新磯高渚（舟戸渚から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度600メートルの点 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	まで			
高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子渚共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 【区域】 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	定めなし
高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域 【点の位置】 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点	周年	定めなし	定めなし	定めなし

	【区域】 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。				
--	---	--	--	--	--